

ケアセンターじゅえん

(指定訪問介護事業所)

利用契約書

重要事項説明書

個人情報使用同意書

利用契約書

契約者_____（以下「契約者」という）と、須和田ケアセンター（以下「事業所」という）は、契約者が事業者から提供される訪問介護について次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう訪問介護を提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1、本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定有効期間である 年 月 日までとします。ただし、契約満了日以前に契約者が要介護認定区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間の満了日に変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日をもって、契約の満了日とします。
- 2、契約満了の7日前までに契約者から文章によって契約終了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。
- 3、前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。この更新後における契約期間中に契約者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項但し書きと同様の取り扱いとします。

第3条（訪問介護計画）

事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者及び家族に説明します。

第4条（訪問介護の内容）

- 1、利用者が提供を受ける訪問介護の内容は【サービス利用表】に定めた通りです。事業者は【サービス利用表】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2、事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って定められた内容の訪問介護を提供します。
- 3、第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者です。
- 4、サービスの提供にあたっては、事業者が選任したホームヘルパーが行います。利用者がホームヘルパーを指名する事はできません。また、事業者の都合によりホームヘルパーを変更する事があります。但し、利用者及び介護者等に対して、サービスの利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。
- 5、訪問介護計画が利用者との合意を持って変更され、事業者が提供するサービスの内容又は、介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の【サービス利用表】を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

第5条（サービス提供の記録）

- 1、事業者は訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等を記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けるものとします。
- 2、事業者は、サービス提供の記録を整備し、契約終了後5年間は適正に保存し、契約者の求めに応じて閲覧に供し、又は、実費負担によりそのコピーを交付します。

第6条（利用料金）

- 1、利用者はサービスの対価として【サービス利用表】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2、事業者は当月の料金の合計額の請求に明細を付して、翌月の15日までに利用者宅に持ってきます。郵送を希望する場合は、送料を別途請求いたします。
- 3、利用者は当月の料金の合計額を翌月27日、口座引落、又は集金で支払います。
- 4、事業者は利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対して領収書を発行します。
- 5、利用者は居宅において、サービス実施の為に使用する水道、電気、ガス、電話の費用を負担します。

第7条（サービスの中止）

- 1、利用者は事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知する事により、料金を負担することなくサービスを中止する事ができます。
- 2、利用者がサービス実施の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により料金の全部または一部を請求する事ができます。この場合の料金は、第6条に規定する料金の支払いと合わせて請求します。

第8条（料金の変更）

- 1、事業者は利用者に対して、1か月前までに文章で通知する事により、料金の変更（増額または減額）を申し入れる事ができます。
- 2、利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文章で通知する事により、この契約を解除する事ができます。

第9条（契約の終了）

- 1、契約者は事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、文章で通知する事により、この契約を解約する事ができます。但し、利用者の病変、急病などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知であってもこの契約を解約する事ができます。
- 2、事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月間の予告期間において理由を示した文章で通知する事により、この契約を解約する事ができます。
- 3、次の事由に該当した場合は、利用者は文章で通知する事により、直ちにこの契約を解約する事ができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ②事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④事業者が破産した場合。
- 4、次の事由に該当した場合は、事業者は文章で通知する事により、直ちにこの契約を解除す

る事ができます。

①利用者のサービス利用料金の支払いが1か月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、3日以内に支払われない場合。

②利用者又は、その家族が事業者やサービス事業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

5、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了いたします。

①利用者が介護保険施設に入所した場合。

②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

③利用者が死亡した場合。

第10条（損害賠償）

事業者は、サービス提供にともなって、契約者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第11条（秘密保持）

1、事業者は、業務上知り得た契約者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、契約者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。

2、あらかじめ文章により契約者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用出来るものとします。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医等に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第13条（身分証携帯義務）

サービス事業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（連帯）

事業者は訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び福祉サービス、保険医療サービスを提供する者との密接な連帯に努めます。

第15条（苦情対応）

1、契約者は、提供した訪問介護に苦情がある場合、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てる事ができます。

2、事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は、相談があった場合には迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

3、事業者は、契約者が苦情申し立て等を行った事を理由として何ら不利益な取り扱いをする事はありません。

第16条（契約外条項など）

1、この契約及び介護保険法その他の関係法令で定められていない条項については、関係法令の趣旨を尊重して、契約者及び代理人と事業者との協議により定めます。

2、この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、契約者がそれ以外の

サービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることを予め合意します。

重要事項説明書

1、法人の概要

法人名	ヒロ株式会社
所在地	千葉県松戸市小山762-2
代表者氏名	代表取締役 佐々木 進
電話・FAX番号	電話 047-710-3021 FAX 047-710-3022

2、事業所の概要

事業所名	ケアセンターじゅえん
所在地	千葉県松戸市三矢小台3-9-10
管理者	中里 玲奈
電話・FAX番号	電話 047-311-4842 FAX 047-311-4972
指定年月日	令和6年3月1日
事業所番号	1271209510
サービス提供地域	松戸市 市川市 鎌ヶ谷市 船橋市 柏市

3、事業所の職員体制

職種	職員数	勤務体制	保有資格の内容
管理者	1名	常勤兼務	介護福祉士
サービス提供責任者	1名以上	常勤兼務	介護福祉士
訪問介護員	7名以上	常勤及び非常勤	介護福祉士 ヘルパー2級 介護職員初任者研修

4、営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	0時～24時（24時間）

5、サービスの内容

（1）身体介護中心型

- ・食事介助：食事準備（手洗い・食事を温める等）、食事中的見守り（細かくほぐす）、食後の後始末（下膳・食器洗い）等の介助をします。
- ・排泄介助：トイレへの移動、脱衣、排便の後始末、着衣、居室への移動等の介助をします。
- ・その他：入浴介助、洗髪、通院介助、起床・就寝介助等

(2) 複合型

- ・排泄介助+洗濯：排泄介助、シーツ交換及び洗濯を行います。
- ・体位交換+掃除：体位交換、安楽な姿勢及び居室の掃除を行います。

(3) 家事援助中心型

- ・買い物：日用品等の買い物、品物、釣銭等の確認を行います。
- ・掃除：居室内、トイレ及び食卓の掃除を行います。
- ・その他：調理、洗濯、衣類の整理、被服の補修等

(4) その他のサービス

- ・介護相談等。

6、サービス利用料及び利用者負担

介護保険から給付するサービスを提供する場合は、平成 27 年 8 月 1 日以降「介護保険負担割合証」欄に記載された割合分の金額をお支払い頂きます。但し、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。(但し経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担額による)

(1) 指定訪問介護利用料

身体介護が中心 である場合	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
	163単位	244単位	387単位	567単位

生活援助が中心 である場合	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き生活援助を行う場合
	179単位	220単位	20分以上 65単位

＊基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）深夜（午後6時～午後10時）帯は上記の料金の25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

＊上記の料金設定の基本となる時間帯は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の訪問介護計画に定められた目安の時間を基準とします。

＊やむを得ない事情で、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

(2) 初回加算

200単位/月額（新規に訪問介護を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合）

(3) 緊急時訪問介護加算

100単位/1回（利用者やその家族からの要請を受けてサービス提供責任者がケアマネージャーと連帯を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又は、その他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合）

（４）生活機能向上加算

１００単位/月（訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成した場合）

（５）介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数に加算率 13.7%を乗じた単位数を算定します。

介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数に加算率 4.2%を乗じた単位数を算定します。

介護職員ベースアップ等支援加算 所定単位数に加算率 2.4%を乗じた単位数を算定します。

（６）地域区分

５級地 10.70%を乗じた単位数を算定します。

（７）交通費

サービス提供地域外でのサービス提供は、ホームヘルパーが訪問する際の交通費の実費を頂きます。

（８）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の２４時間前までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用の１２時間前までにご連絡頂いた場合	当該基本料金の５０％
ご利用の１２時間前までにご連絡頂かなかった場合	当該基本料金の１００％

（９）その他

①お客様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様の負担になります。

②費用のお支払方法

毎月１５日までに前月分の請求を致します。翌月の２７日に指定の口座より引落させて頂きます。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

７、定款に定めた事業

当会社は、次の事業を行う事を目的とする。

- １ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ２ 介護保険法に基づく訪問介護事業
- ３ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ４ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ５ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- ６ 介護保険法に基づく特定施設入所者生活介護事業
- ７ 介護保険法に基づく介護予防居宅介護支援事業
- ８ 介護保険法に基づく夜間対応型訪問介護事業
- ９ 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業
- １０ 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業
- １１ サービス付き高齢者向け住宅の設置経営及び管理事業
- １２ 有料老人ホームの設置経営事業

- 1 3 高齢者向けの生活支援サービス事業
- 1 4 給食事業及び配食サービス事業
- 1 5 上記各号に付帯関連する一切の業務
- 1 6 高齢者事業及び介護事業の運営に係るコンサルティング業

8、相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号	047-311-4842
	F A X 番号	047-311-4972
	担当者	佐々木進
	対応時間	9：00～17：00

○公的機関においても、次の機関で苦情対応ができます（月～金）の対応

松戸市介護保険課	所在地	松戸市根本 387-5
	電話番号	047-366-1111（代表）
	対応時間	8：30～17：00
市川市福祉政策課	所在地	市川市八幡 1-1
	電話番号	047-334-1111（代表）
	対応時間	9：00～17：00
鎌ヶ谷市高齢者支援課	所在地	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1
	電話番号	047-445-1141（代表）
	対応時間	9：00～17：00
船橋市介護保険課	所在地	船橋市湊町 2-10-25
	電話番号	047-436-2111（代表）
	対応時間	9：00～17：00
柏市高齢者支援課	所在地	柏市柏 5-10-1
	電話番号	04-7167-1111（代表）
	対応時間	9：00～17：00
千葉県国民健康保険団体連合会	所在地	千葉市稲毛区天台 6-4-3
	電話番号	047-254-7409
	対応時間	9：00～17：00

個人情報使用同意書

私_____は、ケアセンターじゅえんの訪問介護員が、居宅サービス計画に沿って訪問介護計画を作成し、居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅介護支援事業所等に対し、あるいはサービス担当者会議等において、必要な契約者及びその家族等の個人情報について提供することに同意いたします。

令和 年 月 日

利用者名

氏 名 _____ 印

家族名

氏 名 _____ 印

署名代行者

氏 名 _____ 印

(続柄)

以上の通り訪問介護契約書・重要事項説明書・個人情報使用同意書の契約を締結し、本契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

ケアセンターじゅえん

説明者氏名 _____ 印

指定訪問介護・重要事項説明書・個人情報使用同意書の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

令和 年 月 日

契約者

氏 名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

署名代行者

氏 名 _____ 印

(続柄)

住 所 _____

電話番号 _____

○事業者名	ヒロ株式会社	
代表者氏名	代表取締役 佐々木進	印
住所	千葉県松戸市小山 7 6 2 - 2	
電話番号	0 4 7 - 7 1 0 - 3 0 2 1	

○事業所名	ケアセンターじゅえん	印
住所	千葉県松戸市三矢小台 3-9-10	
電話番号	0 4 7 - 3 1 1 - 4 8 4 2	

令和 3 年 4 月 1 日変更

令和 5 年 4 月 1 日変更

令和 6 年 3 月 1 日変更